

川口市 介護予防ケアマネジメント よくある質問Q & A

令和4年4月1日更新

| 項目 | No | 質疑 | 回答 |
|------------------|----|---|---|
| 予 防 教 室 | 1 | 契約しプランを作成したが、短期集中予防サービスに参加しなかった場合、ケアマネジメントCの請求は可能か。 | 請求は可能である。（介護予防ケアマネジメントマニュアル 70ページ） |
| | 2 | 契約しプランを作成したが、健康アップ教室や口腔教室の一般介護予防事業に参加しなかった場合、ケアマネジメントCの請求は可能か。 | 請求は可能である。（介護予防ケアマネジメントマニュアル 70ページ） |
| | 3 | 介護予防相当サービスや基準緩和サービスと、短期集中予防サービス（訪問・通所）、健康アップ教室、口腔教室は、同日利用は可能か。 | 同日利用は可能である。 併用できるサービスや利用条件についてはマニュアル参照。（介護予防ケアマネジメントマニュアル 17～18、24～27、36～39ページ） なお、同日算定に関しては、短期集中予防サービス、健康アップ教室、口腔教室は給付管理の対象とはならないため給付管理は不要。 |
| | 4 | 暫定期間中の短期集中予防サービス（訪問・通所）、健康アップ教室、口腔教室の利用は可能か。 | 利用できない。（認定申請日以後に短期集中予防サービスの利用を開始する場合、要介護認定または非該当となると、ケアマネジメント費の請求ができないため） |
| | 5 | 短期集中予防サービス（訪問・通所）、健康アップ教室、口腔教室の利用期間中に自立になった場合、各サービスの利用継続は可能か。利用期間に更新申請を行い、要介護認定を受けた場合、各サービスの利用継続は可能か。 | 短期集中予防サービス等の利用期間中に更新申請を行い、要介護認定を受けた場合は認定日以後の短期集中予防サービスの継続利用は不可。（介護予防ケアマネジメントマニュアル 68ページ） |
| | 6 | 短期集中予防サービス（訪問・通所）、健康アップ教室、口腔教室の利用期間中に自立になった場合、各サービスの利用継続は可能か。 | 事前に基本チェックリストで事業対象者に該当していれば利用継続及びケアマネジメントCの請求が可能。ただし、健康アップ教室、口腔教室は一般介護予防事業のため、基本チェックリストに該当していなくても利用継続は可能だが、請求は不可。 |
| | 7 | 短期集中予防サービス（訪問・通所）、健康アップ教室、口腔教室は、生活保護受給者の利用は可能か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者（65歳以上）の生活保護受給者について 短期集中予防サービス（訪問・通所）、健康アップ教室、口腔教室を利用することは可能。 ・ 第2被保険者（65歳未満）の生活保護受給者について 一般介護予防事業の利用は不可。要支援認定者のみ、従前相当サービス、基準緩和サービス、短期集中予防サービスの利用が可能。 ・ サービスを利用する際には、利用前に生活福祉課の担当ケースワーカーに相談する。 |

| | | | |
|-------|----|--|---|
| 基本情報 | 8 | 予防の更新期間が3年になったが、基本情報は毎年（1年に1回）作成する必要があるのか。 | 1年に1回必ず作成する必要はないが、変更時随時作成をする。 |
| | 9 | サービス開始時に提出する利用票に印鑑は必要か。 | <p>印鑑は不要である。ただし、様式は問わないが予定を本人に確認してもらう必要がある。モニタリング時も同様。</p> <p>サービス利用票については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企29厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において規定している第7〔6〕表「サービス利用票」及び第8〔7〕表「サービス利用票別表」を適宜簡略化して使用することは差し支えない。</p> <p>（参考：通知） 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（平成18年3月31日 老振発第0331009号）</p> |
| 変更時書類 | 10 | 「要支援」から「要介護」となった時、包括に提出する書類は何か必要か。 | 評価表と支援経過を提出する必要がある。 |
| | 11 | 新規、サービス変更時、更新時に、どの書類を包括に提出するのか。 | <p>※新規の場合、包括から一部委託依頼書をもらい、介護保険関係情報提供は居宅が行える（包括が居宅に情報提供することも可能）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本情報（新規の場合） ・基本チェックリスト ・認定調査票の写し ・新しい計画書 ・支援経過記録（担当者会議記録含む）（サービス変更時・更新時）を提出する。 ・利用票、別表 ・主治医意見書の写し ・以前の計画の評価表（サービス変更時・更新時） |
| プラン作成 | 12 | 認定前にサービス利用を開始する場合、暫定プランで担当者会議を開催するが、認定後も担当者会議を開催した方がいいか。 | 認定後のサービス担当者会議を開催してもよいが、本人の状態やサービス内容に変化なければ開催しなくてもかまわない。認定結果が暫定プランと変更ない場合は、そのまま利用を継続する旨を支援経過に記録しておくようお願いしている。 |
| | 13 | 居宅サービス計画届出書は、包括と委託を受けた居宅のどちらが提出するのか。 | 利用者と契約を結んだ後、基本的には包括が居宅届を提出するが、業務委託依頼書の写しを添付することにより、居宅からの提出も可能となる。 |
| | 14 | 認定調査票・主治医意見書の取り寄せは包括が行うのか。 | 包括又は業務委託依頼書を添付した居宅が、情報提供依頼書を電子申請又は窓口申請により提出する。 |

| | | | |
|--------|----|--|---|
| 実績報告 | 15 | 支援経過記録は毎月提出が必要か。 | 半年に一度、評価の際に提出する。ただし、対象者に変化があった場合等は随時連絡をする。 |
| | 16 | 委託実績報告書に添付する書類は何か。 | 予防給付ケアマネジメント帳票早見表を参照。（介護予防ケアマネジメントマニュアル 77ページ） |
| | 17 | サービス利用実績の提出は、毎月5日になっているが、5日が祝日や休日の場合はどうするのか。 | 基本は翌月の5日までだが、休日の場合は、休み明け可能な限り早く提出する。 |
| プラン変更 | 18 | ケアプランの軽微な変更とはどのような場合か。 | 介護保険最新情報 平成22年7月30日Vol.155を参照。 |
| | 19 | 区分変更中のかたが、暫定サービスを利用している場合、居宅届の提出はどのようにすればよいか。 | 結果が出てから、さかのぼって居宅届を提出する。 |
| 請求について | 20 | 初回加算要件について。 | <p>初回加算を算定できる場合は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に介護予防ケアプランを作成する場合。 ・要介護から要支援になった方について、ケアプランを担当していた居宅介護支援事業者が包括から委託を受けて介護予防サービス計画を作成する場合。 ・転居等により、介護予防支援事業所（包括）が変更となった場合。 ・契約はしていたが、初めて給付管理をし、報酬請求を行う場合。 <p>要支援者又はチェックリスト該当者に対して介護予防プランを作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であることから、初回加算を算定できるのは、留意事項通知に示す、新規で介護予防サービス計画を作成する場合である。具体的には、過去2月以上地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合には算定が可能である。（介護保険最新情報Vol. 454「平成27年度介護報酬改定に関するQ & A」平成27年4月1日）</p> <p>（参考：留意事項通知） （「介護保険最新情報Vol. 69 平成21年4月改定関係Q & A（Vol.1）について」平成21年3月23日）</p> |
| | 21 | 日割りの起算日はいつにすればよいか。 | サービス事業所との契約日からとなる。 |
| | 22 | 市内転居し担当包括が変更した場合や、要介護認定を受けた場合など、月途中で変更があった場合の請求は新旧どちらの包括になるのか。 | 末日の時点で居宅届を出している包括が対応する。月途中で要介護認定を受けた場合は、居宅が対応する。 |

| | | | |
|----------|----|---|--|
| 支援・ケアプラン | 23 | ケアマネジメントAのかたのチェックリストは初回の時の他、いつ行うのがよいのか。 | チェックリストは評価の根拠となるものなので、変更時、更新時には実施する。 |
| | 24 | 住所地特例の施設のかたは、総合事業を使えるのか。 | 住所地特例対象者は、居住する施設の所在する市町村の総合事業を利用する。よって、施設所在市町村が指定する事業者であれば利用は可能である。 |
| | 25 | 要支援（事業対象者）のかたのモニタリングは毎月行うのか。 | モニタリングは電話等で毎月行うが、3ヵ月に1度は利用者宅に訪問する。（介護予防ケアマネジメントマニュアル 86ページ） |
| | 26 | 評価表の提出時期はいつか。 | プランを開始してから6か月時及びプラン終了時に提出する。 |
| | 27 | <p>評価は6か月ごとであるが、プランの変更があった場合は、いつの時点で評価を行うのか。</p> <p>①当初のサービス開始時から6か月後か、プランの変更時から6か月後かどちらで評価を行うのか。</p> <p>②プランの変更時または前回の評価時から、認定の更新までの期間が6か月未満の場合、いつ評価を行うのか。</p> | <p>①プランの変更時から6か月後に評価を行う。</p> <p>②認定の更新・終了時に評価を行う。</p> <p>（通知）介護予防支援業務の実施に当たり重点化・効率化が可能な事項について（平成19年7月23日付け老振発第0723001号、老老発第0723001号）を参照。</p> |
| | 28 | 評価により（目標）達成した後も、元々の計画を継続することは可能か。 | 達成したのであれば目標は立て直す必要がある。継続と判断されるアセスメント評価があるのであれば「やや達成」「未達成」となる。 |